
プロジェクト パーシャルスピンオフの会計処理

項目 例外的な取扱いの範囲と基準開発の範囲

I. 本資料の目的

1. 本資料は、株式分配実施会社に一部の持分を残す株式分配（以下「一部留保の株式分配（按分型）」という。）を行った場合における株式分配実施会社の個別財務諸表上及び連結財務諸表上の会計処理について、以下の範囲に関するご意見を伺うことを目的としている。
 - (1) 例外的な取扱いの範囲
 - (2) 基準開発の範囲

II. 例外的な取扱いの範囲

前回の ASBJ 事務局の提案

2. 第 103 回企業結合専門委員会（2023 年 5 月 8 日開催）及び第 501 回企業会計基準委員会（2023 年 5 月 16 日開催）では、スピンオフ実施会社の個別財務諸表上の会計処理について、ASBJ 事務局は次のとおり 2 つの案を提示した上で、案 2 を提案した。
 - 案 1
スピンオフ実施会社の個別財務諸表上、原則として時価で配当したものとして会計処理するが、完全子会社について子会社株式の分配を行い、その結果、当該株式が 子会社株式にも関連会社株式にも該当しなくなる一部留保の株式分配（按分型） については帳簿価額で会計処理する例外的な取扱いを設ける。
 - 案 2（事務局提案）
スピンオフ実施会社の個別財務諸表上、原則として時価で配当したものとして会計処理するが、完全子会社について子会社株式の分配を行い、その結果、当該株式が 子会社株式に該当しなくなる一部留保の株式分配（按分型） については帳簿価額で会計処理する例外的な取扱いを設ける。
3. また、同専門委員会及び同企業会計基準委員会では、スピンオフ実施会社の連結財務諸表上の会計処理に関する方向性について、ASBJ 事務局は次のとおり提案した。

(1) 支配を喪失する株式分配

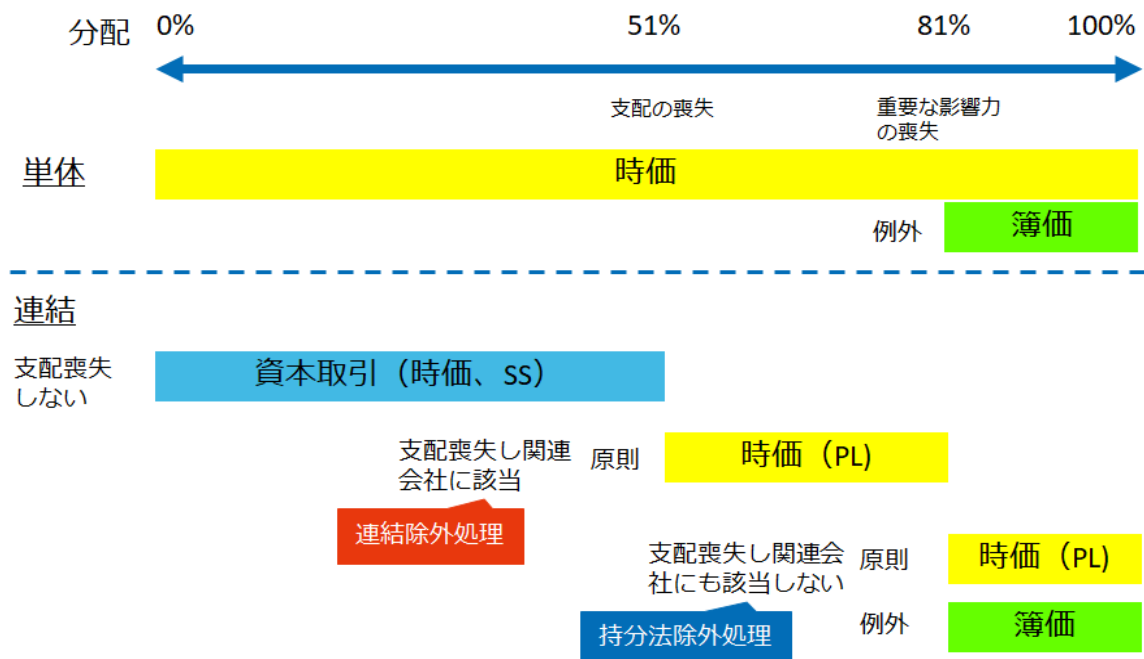
支配を喪失する株式分配に関する連結財務諸表における取扱いについても、個別財務諸表における取扱いと同様に、非金銭資産の分配について時価で会計処理することを原則としつつ、帳簿価額で会計処理する例外的な取扱いを設けることとし、その範囲は個別財務諸表上の取扱いと同じにする。

(2) 支配を喪失しない株式分配

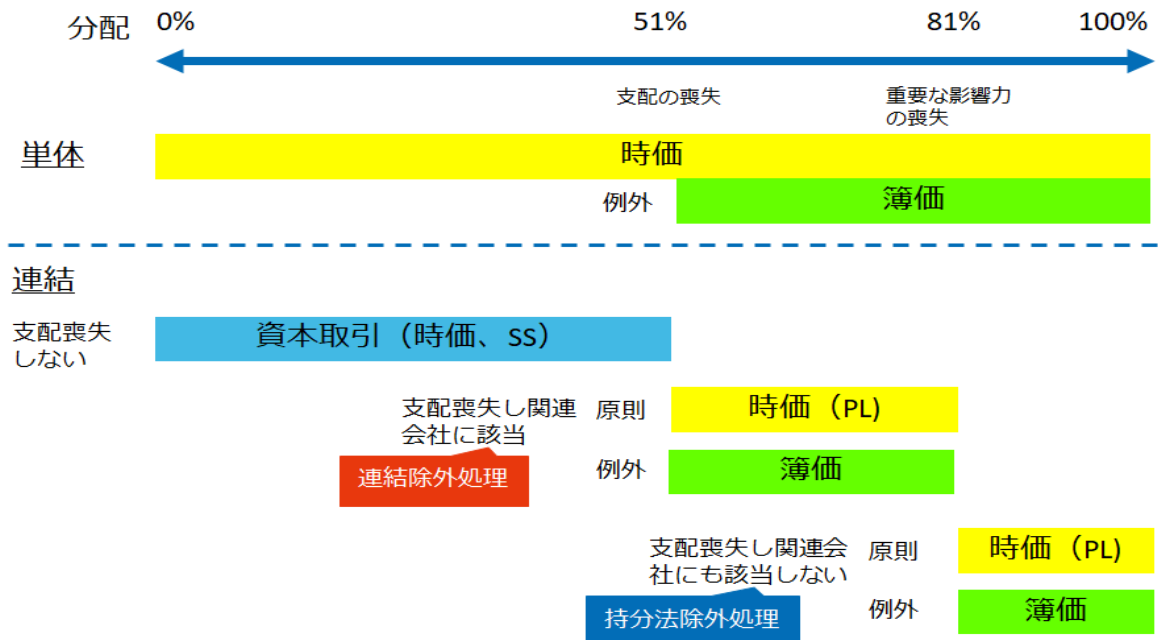
連結財務諸表上、支配を喪失しない一部留保の株式分配（按分型）をいわゆる資本取引として処理する。

4. 本資料第2項に記載した案1と案2を採用した場合のイメージ図はそれぞれ次のとおりである。

● 案1



● 案2 (事務局提案)



聞かれた意見

5. 本資料第2項及び第3項の事務局提案に関して、同専門委員会及び同親委員会では次のような意見が聞かれた。

連単の会計処理を併せて検討すべきとする見解

- (1) 企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(以下「自己株式適用指針」という。)第10項(2)のすべて分配する場合を例外的な取扱いとして、その例外を広げるという考え方に基づいて、会計処理をあまり複雑化させないレベルで実務に落とし込むことを想定すると、連結財務諸表の会計処理も含めてトータルで検討すべきと考える。
- (2) 連結財務諸表上の会計処理の具体的な検討の中で、こういったスキームなのか、何を表している会計処理なのかを明らかにすることで、個別財務諸表上の会計処理も説明しやすくなると考える。
- (3) 連結財務諸表上の会計処理の検討においても、個別財務諸表上の会計処理での案1と案2のそれぞれを適用した場合の分析を加えてはどうか。
- (4) 案2を採用するとした事務局の提案について、現状ではあまり理屈がないように感じられる。連結財務諸表の作成実務の複雑性を回避するなどの観点から根拠づけす

る余地があるのではないか。

完全子会社のみを対象とすべきか否か

- (5) 今回の税制改正から近々想定される実務からも、完全子会社のみを対象とする事務局の提案に同意する。
- (6) 日本の実務において、既存のスピンオフについて必ず新規株式公開と絡む取引になっていることを踏まえると、今後、上場子会社のスピンオフなどの議論も考えられるため、完全子会社に限定せず検討すべきと考えられる。

聞かれた意見に対する追加の分析

(連単の会計処理を併せて検討すべきとする見解)

- 6. 連単の会計処理を併せて検討すべきとする見解(前項(1)から(4))に関しては、今回審議事項(3)-2から審議事項(3)-4において、事務局が提案している案2を採用した場合における連結財務諸表上の具体的な会計処理を次の5つの取引パターンに分けてお示しした。

会計処理 A	支配を喪失しない場合	審議事項 (3)-2
会計処理 B	支配を喪失して関連会社になった場合(原則的な取扱い)	審議事項 (3)-3
会計処理 C	支配を喪失して関連会社になった場合(例外的な取扱い)	
会計処理 D	支配を喪失して関連会社にも該当しなくなった場合(原則的な取扱い)	審議事項 (3)-4
会計処理 E	支配を喪失して関連会社にも該当しなくなった場合(例外的な取扱い)	

- 7. 連結財務諸表上の取扱いについて、案1と案2を比較した場合、案1では前項の会計処理Cがなくなり、支配を喪失して関連会社になったすべてのケースについて、時価で配当したものとして取り扱い、連結財務諸表上も評価損益を計上することになる。
- 8. この整理を踏まえ、連単の会計処理を併せた観点から案1と案2のそれぞれの利点及び欠点を検討する。
- 9. 案1の利点としては以下が考えられる。
 - (1) 株式分配の結果として当該子会社に対する重要な影響力を喪失している状況であるため、株式分配実施会社から事業を独立させる組織再編を行ったといえる度合いが

高い。

(2) 今回検討のきっかけとなった税制改正後の税制との親和性が高い。

(3) 例外的な取扱いの範囲はできるだけ狭くすべきであるという考え方から、案 1 より望ましい。

10. 一方、案 1 の欠点としては以下が考えられる。

(1) 連結財務諸表において評価損益を計上するかどうかという観点からは、完全子会社の株式を一部配当するにより支配を喪失しない場合と関連会社に該当しなくなった場合には評価損益を計上しないが、その間に位置付けられる支配を喪失して関連会社になった場合には評価損益を計上することになることが理解されにくい可能性がある。

(2) 国際財務報告基準（IFRS 会計基準）及び米国会計基準のいずれとも異なる会計処理となる。

11. 次に案 2 の利点としては以下が考えられる。

(1) 株式分配の結果、当該子会社に対する支配を喪失している状況であるため、株式分配実施会社から事業を独立させる組織再編を行ったといえる。

(2) 米国会計基準における取扱いとより整合的になると考えられる。

(3) 支配を喪失したか否かにより会計処理が分かれるため、本資料第 10 項(1)に記載した案 1 の欠点がなく、相対的に理解しやすい。

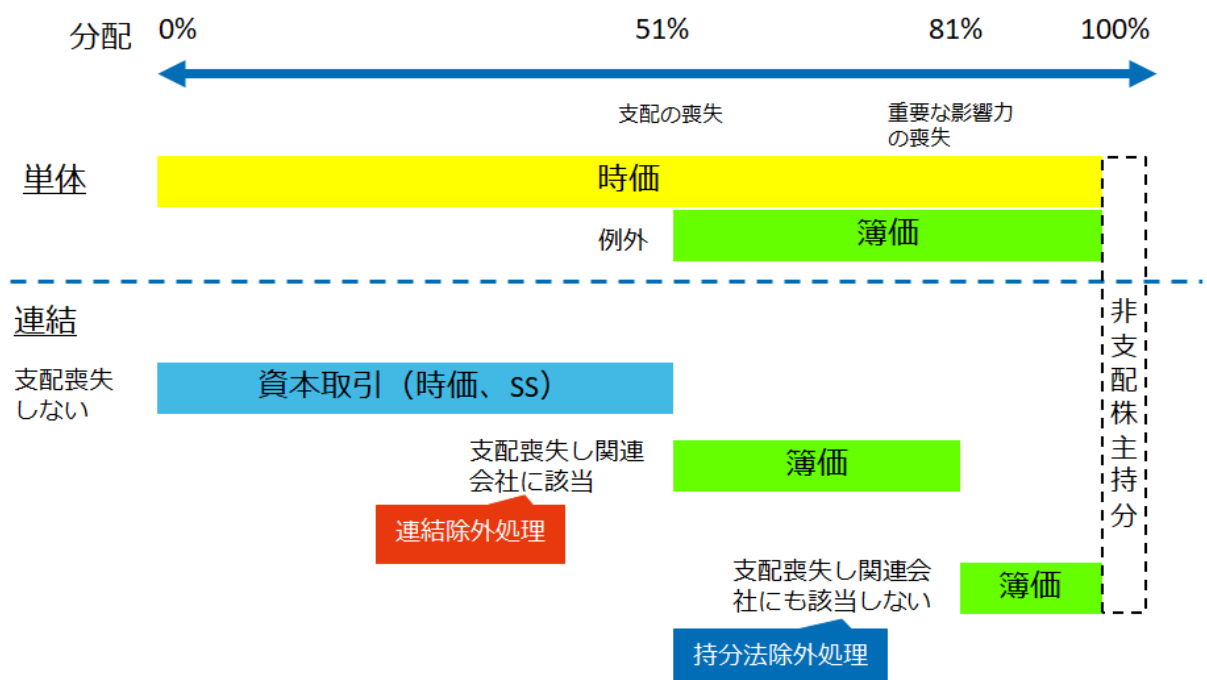
12. 一方、案 2 の欠点としては以下が考えられる。

- 今回検討のきっかけとなった税制改正後の税制との親和性を考えると、一定の場合には税会一致するが、典型的には 50%超 80%以下の子会社を分配した場合など、税会が不一致となるケースが生じる。

13. 今回は、現行基準において全部配当の株式分配（按分型）について時価に洗い替えしない例外的な取扱いが認められていることを踏まえて、一部の持分を残して株主に非金銭資産を分配する非相互取引について例外的な取扱いを設けるものであるため、理屈の観点からは案 1 と案 2 のいずれとすべきかは必ずしも決められないと考えられる。その場合、本資料第 9 項から第 12 項に記載したそれぞれの利点及び欠点を総合的に比較すると、連単全体としての基準の理解しやすさ及び国際的な整合性の観点を重視し、案 2 を採用することとしてはどうか。

(完全子会社のみを対象とすべきか否かの見解)

- 完全子会社のみを対象とすべきか否かの見解（本資料第 5 項(5)及び(6)）に関して、本資料第 2 項及び第 3 項(1)における ASBJ 事務局の提案では、完全子会社株式の分配に限定して例外的な取扱いを適用することとしている。
- 仮に完全子会社以外の株式分配にも例外規定を適用する場合、第 6 項に示した 5 つの会計処理のうち、会計処理 B と会計処理 D がなくなることになる。その場合のイメージ図は以下のとおりである。



- この点に関して、自己株式適用指針第 10 項(2)の規定は、完全子会社を前提としていないが、同規定は、分割型の会社分割（按分型）において事業を分割して完全子会社化した後に株式配当を行う場合の理屈を整理した上で、子会社株式のすべてを株式数に応じて比例的に配当する場合には同様に取り扱いえるとしていることから、完全子会社を念頭に置いていたことが想定される。
- また、今回の検討は例外的な取扱いを定めるものであるため、より確実にスピノフに該当するといえる場合に限定することが考えられる。例えば、子会社株式を 60%保有している状況で子会社株式を配当して当該子会社に対する支配を喪失した場合、スピノフといえるか疑問に思われる。
- このため、ASBJ 事務局は、本資料前項に示した理由から、例外的な取扱いの適用を完全子会社株式の分配に限定すべきと引き続き考えている。

ASBJ 事務局の提案

19. 以上の分析を踏まえ、株式分配実施会社の会計処理については、引き続き次のとおりとしてはどうか。
- (1) 本資料第 2 項の案 2 を採用し、株式分配実施会社の個別財務諸表上、原則として時価で配当したものとして会計処理するが、完全子会社について子会社株式の分配を行い、その結果、当該株式が子会社株式に該当しなくなる一部留保の株式分配（按分型）については帳簿価額で会計処理する例外的な取扱いを設ける。
 - (2) 株式分配実施会社の連結財務諸表上、支配を喪失する株式分配については例外的な取扱いを設けることとし、その範囲は個別財務諸表上の取扱いと同じとする。また、支配を喪失しない株式分配については時価をもって配当するが、時価と帳簿価額との差額は資本剰余金として処理する。

ディスカッション・ポイント1

本資料第 19 項に記載している ASBJ 事務局の提案についてご意見を伺いたい。

III. 基準開発の範囲

聞かれた意見

20. 本資料第 2 項及び第 3 項の事務局提案に関して、同親委員会では次のような意見が聞かれた。
- 会計基準の改正範囲の観点から、今回のパーシャルスピノフの会計処理の検討では、支配を喪失しない場合が対象となることは想定されないため、詳細な検討を行う必要はないのではないか。

分析

21. 今回の税制改正では、スピノフ実施会社に一部の持分を残すスピノフのうち、当該一部持分がスピノフ対象会社の株式の発行済株式総数の 20%未満となる株式分配のみ

が税制適格となることとされている。このため、聞かれた意見のとおり、実務上は税制適格となるスピノフのみが実施され、支配を喪失しない場合のみならず、スピノフ実施会社に 20%以上の持分を残すスピノフはほとんど実施されない可能性があると考えられる。

22. 聞かれた意見への対応としては以下の 2 案が考えられる。

案 A：現実に発生する可能性が高いと考えられるパーシャルスピノフに絞って、本資料第 6 項のパターンのうち、会計処理 E（支配を喪失して関連会社にも該当しなくなった場合（例外的な取扱い））に限定して定めを設ける。

案 B：パーシャルスピノフに限定せず、連結財務諸表における子会社株式を配当したケースを網羅的に示すことを目的として、本資料第 6 項のすべてのパターンについて定めを設ける。

23. この点、ASBJ 事務局は、以下の理由から案 B が望ましいと考えている。

- (1) 取引を計画及び実施する企業の観点からは、すべてのパターンにおける会計処理が明示されていることにより、実施した場合における会計処理の予見可能性が高まる。
- (2) 諸外国では支配を喪失しないスピノフの事例も存在する¹ことや、税務上の要件²が将来的に見直される可能性がない訳ではないことから、案 B を採用することによって、必要に迫られた都度、会計基準を改正することを避けることができる。
- (3) 基準開発の難易度やコストも考慮すべき要因となるが、審議事項(3)-2 から審議事項(3)-4 のとおり、既に具体的な会計処理に関する提案を示しているため、これらの観点から検討したとしても、案 B を採用することに懸念は生じないと考えられる。

ASBJ 事務局の提案

24. 以上の分析を踏まえ、パーシャルスピノフに限定せず、連結財務諸表における子会社株式を配当したケースを網羅的に示すことを目的として、本資料第 6 項のすべてのパターンについて定めを設けることが考えられるかどうか。

¹ カナダのある会社（米国会計基準適用会社）が 2012 年に実施したスピノフの事例では、発行済株式総数の約 96%を保有する子会社株式を比例的に配当し、配当後、当該子会社の発行済株式総数の約 51%を保有し、引き続き当該子会社に対する支配を継続している案件がある。

² 欧州主要国でもパーシャルスピノフの際の課税繰り延べが認められており、スピノフ後もスピノフ対象会社の株式の 20%超を保有する事例が見受けられている。

ディスカッション・ポイント2

本資料第 21 項から第 24 項に記載している ASBJ 事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以 上